

平成31年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

平成31年3月7日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第27号 平成30年度御宿町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 2 議案第28号 平成30年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 3 議案第29号 平成30年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 4 議案第30号 平成30年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 5 議案第31号 平成30年度御宿町一般会計補正予算（第7号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	瀧口義雄君	2番	北村昭彦君
3番	堀川賢治君	4番	大地達夫君
5番	滝口一浩君	6番	貝塚嘉軼君
7番	伊藤博明君	8番	土井茂夫君
9番	大野吉弘君	10番	石井芳清君
11番	高橋金幹君		

欠席議員（1名）

12番 小川 征 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石田義廣君	副町長	横山尚典君
教育長	齊藤弥四郎君	総務課長	大竹伸弘君
企画財政課長	田邊義博君	産業観光課長	殿岡 豊君
教育課長	金井亜紀子君	建設環境課長	埋田禎久君

税務住民課長 齋藤 浩 君 保健福祉課長 渡辺 晴久 君
会計室長 岩瀬 晴美 君

事務局職員出席者

事務局長 吉野 信次 君 主 事 鶴岡 弓子 君

◎開議の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

小川征君から、会議規則第2条の規定による欠席届がありました。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、会議規則に従い静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

(午前10時00分)

◎議案第27号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第27号 平成30年度御宿町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

埋田建設環境課長より議案の説明を求めます。

埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 議案第27号 平成30年度御宿町水道事業会計補正予算案（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条、収益的収入及び支出でございますが、収入予算の第1款水道事業収益、第2項営業外収益に270万円を追加し、補正後の収益的収入の総額を3億4,486万1,000円とするものです。

次に、支出予算の第1款水道事業費用、第1項営業費用を258万3,000円減額し、補正後の資本的支出の総額を3億3,455万2,000円とするものです。

補正に伴う資金につきましては、当年度純利益見込み額として調整いたします。

第3条、資本的支出でございますが、支出予算の第1款資本的支出、第1項建設改良費を

182万6,000円減額し、補正後の資本的支出の総額を4,628万8,000円とするものです。

補正に伴う資金につきましては、内部留保資金として調整いたします。

補正内容につきまして、事項別明細書にてご説明いたしますので、3ページをお開きください。

収益的収入及び支出ですが、収入予算の第1款水道事業収益、第2項営業外収益、5目雑収益、1節その他雑収益の270万円の追加は、昨年5月に落雷により破損した電子機器の更新工事が完了したため、共済保険料が給付されるものです。

収益的支出の1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、12節委託料の21万6,000円の減額は、水質検査業務の入札差金です。

2目配水及び給水費、1節給料から4節法定福利費の減額は、人事異動に伴う人件費の差額です。

12節委託料の53万9,000円の減額は、水質検査業務の入札差金です。

次に、資本的支出ですが、支出予算の1款資本的支出、1項建設改良費、1目原水及び浄水費、1節工事請負費の182万6,000円の減額は、浄水場原水流入電動弁更新工事が完了したことに伴い、不用額を減額するものです。

なお、本補正予算に係るキャッシュフローにつきましては、4ページに計算書を添付いたしました。今回は、収益的予算及び資本的予算の両方に係る補正であることから、Ⅰ、業務活動によるキャッシュフロー及びⅡ、投資活動によるキャッシュフローに影響があり、当年度純利益は541万8,000円、資金の期末残高は6億6,582万1,491円となる見込みです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

平成30年度御宿町水道事業会計補正予算案（第2号）ということですが、ただいまご説明いただきましたが、3ページ、事項別明細書、収入、水道事業収益ということで雑収益、説明欄には落雷損害共済金ということで270万円ということですが、ただいまの説明では、昨年5月の落雷により電子機器が破損をしたというご説明であったわけですが、その内容について詳細を承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 落雷損害共済金270万円についてご説明いたします。

第1配水池の液位伝送器という機械が落雷により故障したわけですが、この機械は配水池の液位、水の位置をはかりまして、浄水場から配水池に送る水量を決める装置でございます。この装置が昨年5月10日、落雷が原因である故障が発生したため、第1配水池の水位が計測できない状態となりました。そのため、液位伝送器の交換に要する費用について、昨年の6月議会で補正予算に計上し、更新工事を実施いたしました。

その後、町水道が建物災害共済に加入している全国自治協会に共済保険料を請求し、このたび給付されることとなったため、歳入予算を計上させていただいたものでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

まず1点目は、その第1配水池というのは具体的にどの場所なのか。言葉でわかりやすいような形でご説明をいただきたいと思います。

それから、この共済金の中身についてはわかりましたが、いわゆるこの水道運営ですね。安心・安全な、清冽な水道ということではありますが、この町民の生活に対して、この事故と申しましょうか、落雷というのは、影響はあったのかなかったのか、それについて承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 第1配水池の位置でございますが、御宿台から実谷へ抜ける道の右側にある施設でございます。下倉線の御宿台側に接した部分にある施設でございます。

それと、今回の事故によります町民への影響でございますが、この間、手動で行いましたので、特に影響はございませんでした。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第27号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第2、議案第28号 平成30年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長(渡辺晴久君) それでは、議案第28号 平成30年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案(第2号)について説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ3,222万4,000円を追加し、補正後の予算総額を11億9,136万7,000円と定めるものでございます。

主な補正の内容といたしましては、国民健康保険税の調定額の増減に伴う補正、出産育児一時金の減額及び基金積立金の増額等でございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細書に沿って説明させていただきます。

5ページをお開きください。

初めに、歳入予算ですが、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税の130万円の増額。

2目退職被保険者等国民健康保険税の130万円の減額は、退職被保険者から一般被保険者への移行などに伴い、調定額が変動したことから補正をお願いするものです。退職者医療制度は制度廃止後の経過措置期間となっており、現在の退職被保険者の65歳到達に伴い、順次、一般被保険者へ移行する制度となっております。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の15万5,000円の増額は、低所得者等の税の負担軽減を公費で負担する保険基盤安定繰入金の額決定に伴う増額と出産育児一時金の給付見込み額の減額に伴う繰入金の減額でございます。

6ページをご覧ください。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の3,206万9,000円の増額は、平成29年度からの繰越金

を財政調整基金積立金に充てるほか、収支の均衡を図るために増額するものでございます。

次に、歳出予算でございますが、7ページをご覧ください。

2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金の127万6,000円の減額は、被保険者の出産数が当初見込みを下回ったことから、不用額を減額するものです。

3款国民健康保険事業費給付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分は、歳入の保険基盤安定繰入金を増額に伴う財源更正です。

5款保健事業費、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費の49万9,000円の減額は、特定健康診査の事業費確定により、不用額を減額するものです。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金の3,399万9,000円を増額は、前年度の余剰金の一部を財政調整基金に積み立てるための増額です。条例に基づき余剰金の5分の1以上を目安に積み立てを行うものです。

以上、歳入歳出予算として3,222万4,000円を増額しております。

なお、本補正予算につきましては、去る2月22日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

平成30年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）ということですが、6ページ、7ページ、繰越金が6ページ、前年度繰越金、それからまた7ページ、歳出のほうであります。基金積立金ということですが、そうしますと、この差し引き、当年度で幾らになるのかということですね。

それと、もう1点は最終補正だというふうに理解をしておりますが、年度末の基金の積立額はこれで幾らになるのか。

2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） まず、基金の残高になりますが、平成29年度末で1億3,561万9,718円ありますので、今回の補正で3,400万円を積み立てることとしているため、合計で1億6,961万9,718円ということになります。

また、平成29年度からの繰越金については1億6,933万8,612円ということで、本年度財源と

して6,526万5,000円を充てておりますので、1億円程度になると見込んでいるところです。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。

たしか国保会計におきましては、新しく制度が変わって1年目が終わるというふうに理解をしておりますが、この1年間、制度が変わった中での運用について、担当として所感があれば承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 平成30年度から県が財政運営の主体となり、県全体の国保運営を担うこととなっております。

所感ということでございますが、当町のような小規模な保険者につきましては、高度医療などの医療費や加入者の所得の増減などが会計運営に大きく影響を及ぼすところでありましたが、こちらのほうが県全体ということになりまして、財政の安定化が図られたということは大変制度改正については大きな意義があったことと考えております。

また、広域化により30年度は保険料も安くなってきておりますので、住民の皆さんの負担軽減にもつながったのではないかと考えております。

町の事務という面では、町単独から県での運営管理となりましたので、スケジュール感がこれまでよりも少し早まってきているところで、県の報告事務や療養費支払いなどもあることから、事務自体が非常に軽減になったというところまでは至っていないというところはあるのですが、始まったばかりの制度ですので、県との連携を図りながら適正に事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

安定的な運用ができたということであろうかと思えます。

国保会計におきましては、医療をつかさどる事務だろうというふうに理解をしております。特にこの冬季ですよ。1、2月など、やはり高額医療が発生するというようなことがありまして、この間におきましては、そのための財政運用が必要だということで、預金だとか、基金だとかという一定の額について、そういうものが必要だという説明があったというふうに思うんですね。

ただいまの説明では、そういうことが県一本化の中で安定的に運用できるというご説明だっ

たろうというふうに思いますね。そうしますと、先ほどの1億6,900万円、約1億7,000万円近くの基金が年度末にあるということでございますので、こうしたものは今後、例えば国保税の緊急的な縮減を含めまして、そうしたものの可能性を含めてあるとふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） ご指摘のとおり、国保会計はこれまで非常に安定した運営が難しく、基金を積むなどにより、急激な医療費の伸びなどに備えてまいりましたが、今年度から県が広域的な財政運営を行うこととなりまして、所得や被保険者の減などから、ある程度の備えは必要になりますが、年度内における急激な医療費の伸びへの対応については、かなり必要がなくなったというところもございます。

しかし、今年度同様に県の給付費が伸び、当初予算の編成時において、財源の検討が必要になることもあろうかと思っておりますので、今、税の軽減のお話がありましたが、その際には税の負担軽減等を視野に入れながら、この基金の活用について検討してまいりたいと考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第28号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第3、議案第29号 平成30年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第29号 平成30年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）について説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ272万1,000円を減額し、補正後の予算総額を1億4,802万8,000円と定めるものです。補正の主な内容といたしましては、保険料の減額と保険基盤安定拠出金の決定によるものでございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細書に沿ってご説明させていただきます。

5ページをお開きください。

初めに、歳入予算ですが、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料の122万7,000円の減額は、加入者が当初見込みを下回ったことなどから保険料を減額するものです。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金の178万8,000円の減額は、保険料の軽減に伴う保険基盤安定拠出金が確定し、広域連合への納付金が減額となったことに伴い減額するものです。

5款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金の29万4,000円の増額は、前年度からの繰越金を精算するものです。

6ページをお開きください。

次に、歳出予算ですが、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金の272万8,000円の減額は、保険料の減額や保険基盤安定拠出金が当初予算を下回ったことから、広域連合へ支払う納付金について減額するものです。

3款諸支出金、2項諸支出金、2目一般会計繰出金の7,000円の増額は、前年度督促手数料について一般会計へ精算するものです。

以上、歳入歳出予算として272万1,000円を減額しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第29号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第4、議案第30号 平成30年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第30号 平成30年度御宿町介護保険特別会計補正予算案（第3号）について説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出からそれぞれ1,826万4,000円を減額し、補正後の予算総額を10億9,728万8,000円と定めるものです。補正の主な内容は、介護保険料の減額及び保険給付費や地域支援事業について、年度末までの執行見込みを勘案した減額補正をお願いするものです。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細書に沿って説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

初めに、歳入予算ですが、1款介護保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料の512万8,000円の減額は、被保険者数が第7期介護保険事業計画の被保険者数に満たなかったことや低所得段階層が増加し、高所得者段階層が減となったことなどにより、本算定において、

調定額が当初予算に届かなかったことから、減額補正をお願いするものです。

3 款国庫支出金の 1 項国庫負担金、1 目介護給付費等負担金308万8,000円の減額は、歳出の保険給付費の減額に伴い、国の法定負担分を減額するものです。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金185万円、2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）111万7,000円及び3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）の14万6,000円の減額は、それぞれ歳出における保険給付費、地域支援事業費、包括的支援事業費等の減額に伴い、国の法定負担分を減額するものです。

4 目介護保険事業補助金37万円の増額は、制度改正に伴うシステム改修費用について交付決定があり、補助額が決定したことから差額について増額補正をするものです。

7 目保険者機能強化推進交付金は、介護保険制度改正により平成30年度に新設された新しい交付金で、自治体の積極的な取り組みを促すため、介護予防・重度化防止等の取り組みの実施状況に応じて交付されるものです。今年度の内示額として示された201万1,000円を増額補正しております。

7 ページに移ります。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費等交付金274万6,000円及び2 目地域支援事業支援交付金の164万円の減額は、国庫支出金と同様、保険給付費や介護予防・生活支援サービス事業費の減額に伴い、社会保険診療報酬支払基金の法定負担分を減額するものです。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費等負担金から、8 ページの6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、3 目地域支援事業繰入金（包括支援事業）までも同じく国支出金と同様、保険給付費、介護予防・生活支援サービス事業、包括的支援事業の減額に伴い、県及び町の法定負担分をそれぞれ減額するものです。

8 ページの6 款1 項4 目低所得者保険料軽減繰入金8 万9,000円の減額は、30年度の繰入額が確定したことにより所要額を減額するものです。

その他一般会計繰入金の189万円の減額は、歳出予算の総務費の減額に伴い、減額するものです。

以上、歳入予算として1,826万4,000円を減額しております。

次に、歳出予算でございますが、9 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の68万2,000円の減額は、制度改正に伴う介護保険システム改修事業の完了により、不用額を減額するものです。

3項介護認定審査会費、1目認定調査等費の120万8,000円の減額は、年度末までの執行見込み額を踏まえ、臨時職員賃金76万円、意見書作成手数料34万8,000円、介護訪問調査委託10万円を減額するものです。主な減額の要因は、認定調査件数の減によるものでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費の600万円の減額は、居宅介護サービスにおいて認定者数や訪問介護サービスの利用者が計画値を下回っていることにより減額するものです。

また、2目介護予防サービス等諸費の400万円の減額は、要支援者の介護予防サービスの利用率が当初予算見込み値を下回ったことから減額するものです。

10ページをご覧ください。

3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費及び、4項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費については、国庫補助金、調整交付金等の減額に伴う財源更正です。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費の577万8,000円の減額は、介護予防に係る通所や訪問サービスの利用者が当初予算見込み時よりも少なかったことから減額するものです。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業の27万円の減額は、委託により実施している介護予防訪問の利用者が入所、入院等により減少傾向にあることや、鶴亀くらぶにおいて学生ボランティアとの協働により実施する回を設けたことなどから委託料が減額となったものです。

11ページをご覧ください。

3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業・任意事業費の30万円の減額は、紙おむつ等の利用者が当初の見込みよりも少なかったことから減額するものです。

4項その他諸費、1目審査支払手数料2万6,000円の減額は、国保連合会へ支払う介護予防・日常生活支援事業に係る審査手数料ですが、審査件数の減により不用額を減額するものです。

4項諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、介護保険料減額に伴う財源更正です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

平成30年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）ということではありますが、6ページ、歳入ではありますが、第1款介護保険料ということで、これは保険者数の減、それから、低所得者層の増というような説明をいただいたわけではありますが、この512万8,000円の減額ですか。その詳細について承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 介護保険の保険料につきましては、調定額を踏まえ、年度末までの収入見込み、補正をお願いするものでございますが、減額の主な理由は、被保険者が予算編成時の見込み数を下回ったことから減額するものです。被保険者数は予算の策定時では3,751人を見込んでおりましたが、11月末で3,711人であり、また予算編成時と比べ、保険料が低額である1段階から3段階の被保険者については、11月現在で6人の増。保険料が高額である8段階から9段階の被保険者数については、11月現在で予算編成時の見込みより71名の減少となり、保険料の総額が下回ったという形になります。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

保険料については了解いたしました。

今日は新年度の予算もこれから提案される、審議されるということになっているかと思いますが、この傾向というのは今後続くということなんでしょうか。今時点の見込みについて承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 被保険者につきましては人口も減しているところもございますので、今後も若干、計画値よりも減っていく傾向にあるのかなというふうには担当としては見込んでいるところです。

また、ただ予算等になりますと、いろいろ急な支出にも備えていけないところがありますので、ある程度計画値に沿った形で31年度予算案については計上させていただいているところです。

所得の階層につきましても、低額の方が増え、高額の方が減っていくというような形になりますが、こういったものを踏まえて、30年度の実績を踏まえた中で、31年度の予算を計上させていただいているところでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

介護保険、高齢者の方々の生活の状況、それから、人数含めて縮減と申しましょうか、暮らしも含めて、今課長が説明された内容というのは大変厳しい状況があるのかなということ聞いていて理解をいたしました。

次に、6ページであります、7目保険者機能強化推進交付金ということで、ゼロ、201万1,000円の補正額ということで、先ほど説明もされましたが、本年度の新設の事業だということでもあります。この保険者機能強化推進交付金の性質、介護予防、それから重篤予防ということで今説明がされましたが、具体的に本町においてはどのような事業にこれが充てられるのか。

それから、この201万1,000円ですね。この金額の算定ですね。それはどのようにされているのか。人口及びいろいろあろうかと思うんですけども。

それから、これについては……一応そこで、とりあえず答弁いただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） この交付金の算定ということでございますが、この交付金は介護予防や日常生活支援事業における介護予防教室の実施や状況、また効果、それとあと、在宅医療と在宅介護の連携強化、介護予防重度化防止の取り組みなどが評価されて、それぞれの取り組みについてポイント制になっております。そのポイントと、認定者数、人口、そういったものを踏まえて201万1,000円が、今回交付されるような形になっております。

当町といたしましては、地域包括支援センターが毎週水曜日実施しております鶴亀くらぶや、各地区に出張して行く元気いきいき教室などの介護予防の多様化に係る取り組みや、地域の医師と構成する認知症初期集中支援チームによる認知症予防や早期発見のための講演会や研修会の実施、それから、先日行いました終活セミナーの実施などが評価され、交付額が201万1,000円をいただいたところでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

ただいまのご説明ですと、これは人口等、対象者等もあるんですが、ポイント制というようなご説明でありましたか。そうしますと、これは一律ということではないということの理解でよろしいでしょうか。そうしますと、県内で、今回御宿町は201万1,000円ということの採択額だと思うんですが、この率とかポイント制の中では、県内の自治体の差があるということなんでしょうか。もしそういうデータ等があるのであればご説明いただきたいと思います。データと申しましょうか、順位と申しましょうか、もしそういうことになればということでもあります。

けれども。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 一律ではなくポイントで、それぞれの市町村の取り組みによって評価されるという形になります。

額については、認定者の数でいろいろ差が出てきますが、ポイントにつきましては、御宿町は県内上から8番目で、上位には松戸市や柏市、船橋市、千葉市とか、そういった大きな市町村があるんですが、御宿町は上から8番目というポイント率で、今回評価をいただいたところでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

初めての事業で、ただいま課長から説明がありましたが、大きい自治体と並ぶ率を採択いただいたということで、これは本当に日ごろの担当職員含めまして、町民とともに、この町づくり、高齢者福祉、これの努力のたまものではないかというふうに思うんですね。町長、こういうのを評価すべきじゃありませんか。聞いていて町長はどのように思われましたか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘いただきましたが、保健福祉課職員の皆様も非常に忙しい中で一生懸命やっただいただいていると思っております。評価させていただきたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

この事業、先ほどもお伺いしましたが、本当に町民の皆さん、担当だけではなくて、一緒になって進める事業であるというふうに理解をしております。ますますこうした事業を町として推奨していただくということが非常に大事ではないかなというふうに思っております。

次に移りたいと思います。

9ページであります。歳出のほう、介護サービス等諸費、それから、介護予防サービス等諸費ということで600万、400万ですか、減額処置をされております。利用者の率が下回ったというようなご説明がありましたが、住民の皆さん含めまして、いわゆる必要なサービスが受けられたのかどうかと。制度改編によって、例えば今まで受けられていたサービスが受けられなくなったとか、そういうものをどう保障されているかというような観点の質問になるというふうに思うんですけれども、この辺の人が減ったのかも含めまして、この率が減った理由について、またそれはなぜなのか。それから、そういう今私が言った心配というのは、本町において

あるのかないのかについて承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 介護サービス等諸費の減額についてでございますが、当初、こちらは認定者数について計画値の490人サービス利用を積算していたところでございますが、平成30年12月には認定者数が458人となり、30人程度の計画値より下回っている状況でございます。

居宅介護で申し上げますと、個々のサービスの状況では、訪問介護サービスの利用が、例えば、12月の利用件数が76件と、計画値101件で見ていたところなんですけど、こちらのほうが75%下回るというような形になっておりまして、また、訪問リハビリテーションサービスにつきましてもかなり当初予算よりも下回っているところでございます。

居宅介護サービスについては、こういったサービスは介護度が低い方が利用されることもありますので、こういったところでは、先ほどからの繰り返しになりますが、鶴亀クラブの参加者等も増えている状況にありますので、各種の介護予防事業の充実などの効果も少しずつ出てきているのではないかと考えているところでございます。

また、介護予防につきましても、介護度の低い方が利用しているということもございまして、同じく、こういった介護予防教室の事業の実施が徐々に効果が出てきているのではないかと考えているところでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

そうしますと、介護度が下がったと申しましょうか、健康に元気になられたということの理解で、そういう方向に住民の皆さんが進んでいるというふうに、今の説明を承ってよろしいんでしょうか。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 介護からの卒業ということはよく使われるところでございまして、そういった傾向に持っていくのが一番いいというか、そういうことを目標に進めているところでございますが、介護度が下がっていくということはなかなか難しいところでございまして、今現在は介護にならないという、あとは自分たちで自立できるような介護、手助けだけをするわけではなく、自立する方向でのお手伝いというような形のものを目標に進めているところでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。

私の住む地域でも、高齢で独居の方が大変増えてございます。町内のほうも大変多いように承っております。

そうした中で、それこそ地域の力、お隣同士の支え合いということが、今課長が説明された次にと申しましょうか、一体に、さらに私は重要性を増してくるのではないかと。せっかく元気になるけれども、ひとり暮らしの中で、例えば、栄養が滞るだとか含めて、心身を、体調を壊すという方も多いというふうに乗っております。

終活なども先般やられているというふうにも伺っておりますし、また、独居の中で、認知症ですか、そうしたものを患うと申しましょうか、進むということも承っております。そうしたものもどう全体的に福祉の町づくりの中で進めていくかという中では、今般も行われておりますけれども、CCRCですか、そうした中で地域力を上げていくという新たな試みも進めているというふうにも伺っております。

そうしたことも踏まえながら、町民の皆さんとともに支え合う地域づくりというものを福祉課とすると進めていくことが肝要かというふうにも思うわけではありますが、それについて最後承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） おっしゃるとおりと考えておりますので、保健福祉課といたしましては、CCRC事業の中で、現在、寄茶場という形で、実谷で地域の皆さんと一緒に多世代交流の事業を進めているところでございます。

これまで3回ほど実施いたしまして、今までやっている介護事業につきましては、町が主体となって提供して、こういった形でやっていきたいと思いますという方向づけを進めておりましたが、地域力を向上させるために、地域の住民の方と一緒に、企画、運営をさせていただきまして、みんなで地域のつながりを今強化しているところです。そういったところで今後もこういった事業を進めていきたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に、10ページであります。地域支援事業費577万8,000円、介護予防・日常生活支援費ということで減額になっております。これも似たような内容なんですか。これにつきましても、改めて伺いたいと思っております。減額理由ですね。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 介護予防・日常生活支援事業費の577万8,000円の減額でございますが、同じように、こちらのほうは介護予防に係る訪問サービス料を計画値では月平均30人ということで見込んでおりましたが、12月は22人というふうな形になっておりまして、通所サービス等が減額になっているものでございます。

介護保険制度の改正によりまして、これまで、こちらのほうは給付費に含まれていたものですが、介護予防に係る訪問と通所サービスが、こちらの負担金からの支出ということになりました。この制度変更は特に軽度の認定者に対しての介護予防への取り組みを保険者へ促すために改正されたものと理解しております。

御宿町ではこの制度改正の趣旨を踏まえ、介護予防教室の充実に努めているところであり、徐々にではありますが、その成果が上がっていると認識しております。

本負担金の対象となる介護予防の通所と訪問については、軽度の認定者が対象となることから、何度も繰り返しになりますが、鶴亀くらぶなどの利用によりまして、サービスを利用するまでに至らなかったケースも少なくないのではないかと考えており、介護予防に一定の効果があったというふうに考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第30号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間休憩いたします。

（午前10時51分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 02 分）

◎議案第 31 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第 5、議案第 31 号 平成 30 年度御宿町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 議案第 31 号 平成 30 年度御宿町一般会計補正予算案（第 7 号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の 1 ページ、第 1 条でございます。

歳入歳出それぞれに 1,457 万 2,000 円を追加し、補正後の予算総額を 40 億 4,311 万 3,000 円と定めるものでございます。

第 2 条は、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、年度内に支出の終わらない見込みのあるものについて繰越明許費を定めるもの。

第 3 条は、地方債の変更を定めるものでございます。

予算書の内容について説明いたします。

10 ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

10 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、1 節地方交付税、普通交付税の 587 万 6,000 円は、収支の不足に対応するため追加をするものです。

12 款分担金及び負担金、2 項分担金、2 目農林水産業費分担金、2 節治山事業分担金の 13 万 6,000 円は、小規模治山緊急整備事業の県補助金の減額に伴う分担金の追加です。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、4 目商工使用料、1 節月の沙漠記念館使用料の 20 万円の減額は、入館者が見込みを下回ったことによるものです。

2 節町営プール使用料は、入場者数の確定に伴い 90 万 8,000 円の追加をするものです。

3 節駐車場使用料は、決算見込みを踏まえ 70 万円の減額をするものです。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1 節保険基盤安定負担金の 4 万 8,000 円は、国保会計繰出金の決定に伴う増額です。

2節老人福祉費負担金の4万4,000円の減額は、介護保険特別会計繰出金の決定に伴う減額です。

11ページ、6節被用者児童手当負担金から8節児童手当特例給付については、それぞれ交付額の決定に伴う増減額です。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2節地方創生推進交付金の416万7,000円の減額は、特産品開発事業において不採択となった苗木購入分が150万円。残りの266万7,000円は、事業費の減少によるものです。

5目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金の26万9,000円の減額は、天神橋補修設計業務及びトンネル点検業務に係る国庫補助金の交付額が確定したことによるもの。

2節都市計画費補助金の72万9,000円の減額は、耐震診断補助及び耐震改修補助の利用がなかったことにより、住宅・建築物安全ストック形成事業が19万5,000円の減額、効果促進事業が53万4,000円の減額で、住宅リフォーム事業に対する交付額が確定したことに伴う減額です。

3節住宅費補助金の515万1,000円は、矢田団地外壁改修工事に係る国庫補助金の追加配分によるものです。

6目教育費国庫補助金、1節教育費補助金の4万9,000円は、理科教育振興費補助金の決定によるものです。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節保険基盤安定負担金の70万7,000円は、国庫負担金と同様に国保会計繰出金の決定によるもの。

2節老人福祉費負担金の2万2,000円の減額も、介護保険特別会計、特別会計繰出金の決定によるもの。

6節被用者児童手当負担金から、12ページ、8節児童手当特例給付もそれぞれ交付額の決定に伴う増減額です。

9節保険基盤安定県負担金（後期高齢者医療）の134万1,000円の減額は、後期高齢者医療会計の繰出金の決定による減額です。

2項県補助金、3目衛生費県補助金、2節環境衛生費補助金の154万円の減額は、住宅用省エネルギー設備導入促進事業の申請件数が見込みを下回ることによるものです。

3節保健衛生費補助金の16万1,000円の減額は、健康増進計画等策定委託の減額によるものです。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の8万5,000円は、台風24号にて被災した農業者向け経営体育成支援事業の補助金です。

2節林業費補助金の20万円の減額は、小規模治山緊急整備事業費の確定に伴い、県補助金の減額をするものです。

5目土木費県補助金、1節都市計画費補助金の9万6,000円の減額は、耐震診断補助及び耐震改修補助の申請がなかったための減額です。

17款寄附金、1項寄附金、1目指定寄附金、1節活力あるふるさとづくり基金寄附金の200万円の減額は、収入状況を踏まえた減額です。

13ページ、18款繰入金、1項特別会計繰入金、2目後期高齢者医療特別会計繰入金、1節後期医療者医療特別会計繰入金の7,000円は、平成29年度分の督促手数料の繰り入れです。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の2,030万5,000円は、収支の不足に対応するため追加をするものです。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入、1節雑入の77万6,000円の減額は、月の沙漠記念館及び町営プールの売店売り上げ並びに町営プールロッカーほかについて、決算見込みを踏まえてそれぞれ減額、受診者が見込みを下回ったがん検診徴収金は11万円の減額、後期高齢者医療広域連合事務費分賦金の額の確定による1万9,000円の減額、平成29年度分の療養給付費の確定に伴い、後期高齢者医療給付費負担金は8万9,000円の増額、利用者の増により、後期高齢者人間ドック補助金は13万円の追加です。

4項受託事業収入、1目民生費受託事業収入、1節民生費受託事業収入の75万9,000円は、こども園における管外受託児2名の受け入れによるものです。

14ページでございます。

21款町債、1項町債、1目総務債、1節防災施設整備事業債の580万円の減額は、防災行政無線屋外子局デジタル化工事費の減によるものです。

2目衛生債、1節清掃事業債の570万円の増額は、起債対象事業費の増加によるものです。

5目土木債、2節公営住宅整備事業債の690万円の減額は、住宅費国庫補助金の増額に伴い、起債額を減額するものです。

以上、歳入予算に1,457万2,000円を追加しております。

15ページ、歳出予算でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節需用費の16万円の減額は、事務用封筒の作成費で、千葉県消費者行政推進事業補助金を活用し、商工費にて対応したことによるものです。

14節使用料及び賃借料の300万円の減額は、基幹系電算システムの更新に伴う仕様決定によ

る不用額です。

3目財産管理費、7節賃金の40万円の減額は、臨時職員賃金の不用額です。

4目企画費、8節報償費の74万8,000円の減額は、地方創生推進交付金事業に係る講師謝金で25万円。地域おこし協力隊報償費で49万8,000円の不用額です。

11節需用費の60万円の減額は、地域おこし協力隊事業に係る印刷製本費の不用額です。

13節委託料の677万円の減額は、地方創生推進交付金事業に係る介護予防、健康づくり講座実施委託で42万円。生活支援サービスに係るニーズ調査委託で135万円。生涯学習・セカンドキャリア・交流プログラムで100万円の不用額。情報通信設備スポット保守委託は100万円の不用額。ふるさとづくり寄附金事業の記念品等配送委託は300万円の不用額です。

14節使用料及び賃借料の166万4,000円の減額は、地方創生推進交付金事業に係る土地賃借料で15万円。車両借上金で17万4,000円。施設借上料で114万円の不用額。ふるさと納税のインターネット申し込みフォームの使用料で20万円の不用額が生じたことによるものです。

18節備品購入費の20万円の減額は、地域おこし協力隊用備品で、不用額が生じたことによるものです。

19節負担金補助及び交付金の210万円の減額は、地方創生推進交付金事業に係る生活支援・支え合いサービス事業、各種補助金で35万円。

16ページ、特産品開発資機材等購入補助金で175万円、それぞれ不用額です。

6目防災諸費、13節委託料の102万6,000円の減額は、地域防災計画改定業務委託の入札差金。工事請負費の576万円の減額は、防災無線屋外子局工事の不用額です。

9目活力あるふるさとづくり基金積立金、25節積立金200万円の減額は、寄附金見込み額の減額に伴うものです。

10目公共施設維持管理基金積立金、25節積立金の3,000万円は、将来の公共施設維持管理に備えるために基金を積み増しするものです。

12目防災行政無線施設整備基金積立金、25節積立金の2,500万円は、戸別受信機のデジタル化整備に備えるものです。

2項徴税费、1目税務総務費、23節償還金利子及び割引料の591万5,000円は、固定資産税課税の錯誤に対する還付金553万4,000円と還付加算金38万1,000円の追加です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、2節給料の200万円、3節職員手当の70万円。

17ページ、4節共済費の50万円の減額は、年度途中で退職した職員、人件費の減額です。

28節繰出金の15万5,000円は、今年度の国民健康特別会計繰出金の決定によるものです。

2目老人福祉費、28節繰出金の408万2,000円の減額は、今年度の介護保険特別会計繰出金の決定によるものです。

3目心身障害者福祉費、23節償還金利子及び割引料の88万3,000円は、平成29年度障害者自立支援給付金の確定による返還金です。

4目出産奨励費、8節報償費の100万円の減額は、出産育児祝金の対象者が見込みを下回ったことによるものです。

5目後期高齢者医療、19節負担金補助及び交付金の112万7,000円の減額は、広域連合の人件費、事務費の決定によるものです。

28節繰出金の178万7,000円の減額は、保険基盤安定繰出金の決定によるものです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、13節委託料の131万円の減額は、子ども・子育て支援事業計画策定委託での入札差金です。

2目児童措置費、20節扶助費の34万5,000円の減額は、児童手当の対象者の減によるものです。

3目こども園費、11節需用費の202万5,000円の減額は、賄い材料費が見込みを下回ったことによるものです。

13節委託料の71万5,000円は、本町児童の他市への管外保育に対応するものです。

4目児童福祉施設費、23節償還金利子及び割引料の26万8,000円は、平成29年度子ども・子育て支援交付金の確定による返還金です。

18ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、需用費の20万6,000円の減額は、公用車等の修繕料の不用額です。

13節委託料の122万5,000円の減額は、健康増進計画等策定委託での入札差金です。

2目予防費、13節委託料の97万3,000円の減額は、母子保健事業に係る妊婦健診で30万円、健康増進事業のがん検診等で67万3,000円不用額が生じたことによるものです。

20節扶助費の23万8,000円の減額は、児童インフルエンザ予防接種費用助成の不用額です。

23節償還金利子及び割引料の4万円は、平成29年度未熟児養育医療国庫補助金の確定による返還金です。

3目環境衛生費、19節負担金補助及び交付金の244万円の減額は、住宅用省エネルギー設備設置補助金の申請が見込みを下回ったことによるものです。

2項清掃費、2目じん芥処理費は地方債の増加に伴う財源更正です。

4項予防費、1目予防費、19節負担金補助及び交付金の20万円は、後期高齢者短期人間ドック補助金のみ、利用者が見込みを上回ったことによるものです。

19ページ、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の13万円は、台風24号における農業用ビニールハウスの復旧に対する農業者支援事業にかかわるものです。

2項林業費、1目林業振興費は、高山田地先における小規模治山緊急整備事業が完了し、当該事業に係る県補助金の額が確定したことから、所要の財源更正を行うものです。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、19節負担金補助及び交付金の48万円の減額は、町内就業者家賃支援事業補助金について実績に伴う予算額の調整です。

3目観光費は、町営駐車場使用料の減額に伴う財源更正です。

4目月の沙漠記念館管理運営費、11節需用費の27万5,000円は、光熱水費の不足によるものです。

5目町営プール管理運営費、13節委託料の196万1,000円の減額ですが、監視委託において、警備員の確保ができず、直接雇用による監視体制を整えたことから、諸経費等不用額について減額するものです。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、13節委託料の40万6,000円の減額は、入札差金です。

2目道路新設改良費、22節補償補てん及び賠償金の41万6,000円は、0202号線工事に伴い電柱移転が必要となったことによるものです。

20ページ、3項住宅費、1目住宅総務費は、国庫補助金の確定に伴う財源更正です。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、19節負担金補助及び交付金の39万円の減額は、住宅耐震診断費補助及び木造住宅耐震改修費補助事業に申請がなかったことによるものです。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、4節共済費の2万6,000円は、保険料率の改正によるものです。

7節賃金の60万円の減額は、特別支援教育支援員の交代に伴う賃金単価の差額と用務員の退職に伴う不在期間の不用額です。

2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料の10万8,000円の減額は、生活排水処理施設の汚泥処理委託の不用額です。

15節工事請負費の45万7,000円は、御宿小学校のベランダ及びひさし部分の爆裂補修工事費です。

3目組合学校費、19節負担金補助及び交付金の111万5,000円の減額は、平成29年度分布施学校組合負担金の確定に伴う不用額です。

21ページ、3項中学校費、1目学校管理費は国庫補助の理科教育振興補助金が採択されたため財源更正を行っております。

2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金の8,000円は、家庭科のものづくりコンテスト全国大会に出場する生徒に対する活動費補助金です。

20節扶助費の18万円は、準要保護生徒援助費における対象人数の増加によるものです。

5項保健体育費、3目学校給食費、4節共済費の20万円及び7節賃金の45万円の減額は、臨時職員の不在期間の不用額です。

以上、歳出予算に1,457万2,000円を追加しております。

次に、第2条の繰越明許費について説明いたします。

6ページをご覧ください。

2款総務費、2項徴税費の町税過誤納還付事業は、固定資産税の課税錯誤に対する還付金653万4,000円と還付加算金38万2,000円について、還付の事務処理に時間を要することから繰越明許費に設定するものです。

6款商工費、1項商工費の町営プール起流ポンプ修繕事業は、起流ポンプの内部部品が受注生産であり、納期までに時間を要することから繰越明許費に設定するものです。

7款土木費、2項道路橋梁費の0202号線改良工事は、用地交渉に時間も要し、工事が年度内に終わらない見込みとなったことから繰越明許費に設定するものでございます。

続きまして、地方債補正について説明いたします。

7ページをご覧ください。

地方債の変更でございます。

防災施設整備事業債及び清掃施設整備事業債、公営住宅整備事業債の限度額をそれぞれ変更するもので、内容は歳入予算で説明しましたとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

平成30年度一般会補正予算（第7号）でございますが、この3月議会でございます。多分最

終補正だろうというふうに理解しておりますが、まずこの提案にあたり、町長の所感をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） このたび、この補正予算（第7号）をご提案させていただきましたが、内容的に非常に減額の内容など多くございます。これは非常に遺憾であるんですが、それぞれの立場で一生懸命仕事をしていただいたとは思っております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

今、減額については遺憾だというような見解を賜りました。

この平成30年度一般会計であります。そもそも町長、何を目的としたんですか、一番の。予算執行の目的ですよね。

今、やり残したと申しましょうか、減額があったということではありますが、職員の皆さん、一生懸命頑張られたというような今お話をいただいたかと思いますが、その原因はご自分でどのように考えておられますか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今申し上げましたけれども、皆様ご承知のように、6月の議会において百条委員会が設置されました。そういう中でのこれまでの事務処理でございましたが、特別委員会が設置されて、私に対する百条委員会が設置された。そういう中で、真摯にお互いに対峙してきた。お互いに物事を考え、やりとりといたしますか、質疑をしてきたと思います。

そういう中で、職員の皆様はそれぞれその仕事に励んでこられたと。そういう状況の中で一生懸命やっていただいたと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） この点についてももう一度質問させていただきたいと思いますが、6月以降のお話は承りました。

昨年の3月議会で、この当初予算を提案されたわけですよね。そのときに、町長は一番何を、この平成30年度で一番力を入れるというのは何だったんでしょうか。それはどのようにされたのかについて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 毎年私が申し上げている内容につきましては、骨格として幾つか申し上げさせていただいておりますが、防災力の向上、このような地域条件にありますから、防災

政策をしっかりとしていくということ。また、産業の振興の面ですね。さらには教育の振興を行っていくと。幾つかの中心施策がありますが、そういう内容等でございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

1回目の答弁で町長は百条委員会のことをお話しされましたが、百条委員会が設置された理由というのはどういうことなんですか、町長。今ここに述べたことと関係があるんですか。

防災力の向上、産業施策、それから教育について重点的に実施してまいりたいと。そういう30年度予算を提案し、執行してきたということを今おっしゃられましたよね。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 百条委員会の設置に関しましては、具体的には、文化の振興あるいは国際交流の振興という内容で捉えられるのではないかと思います。

具体的な日本メキシコ学生交流プログラム事業と国際交流事業の一環でございますから、そういう中で百条委員会の設置にかかわってきたと、関係してきたということでございます。

○議長（大地達夫君） 石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

それでは、具体的な中身についてお伺いしたいと思います。

これは2018年、平成30年ということで、町政特集号ですね。12月にたしか出されておったと思います。この中に「笑顔と夢が膨らむまち」に邁進しますということで、正月、新しい年を迎えるにあたって、町長の所感が述べられていると思います。

これ最初、私が読むまでもないんですけども、先ほどお話しした、今答弁いただいたことと若干違うんですね。こちらには、昨年を振り返りますと、「生涯活躍のまち・おんじゅく」、CCRCが地域再生計画の認定を受けスタートしましたというふうに出だしでなっておりますよね。

先ほど、介護の事業でありますけれども、担当課長がこのCCRCに触れられていましたね。介護費が下がると申しましょうか、そういうことが実現できた。また、そういう可能性がある、そういう事業だという説明があったと思うんですね。それに対して町長は同意されたと思うんですね。

そのCCRCについて承りたいと思いますが、この御宿町CCRC、今般も先ほど言いました。減額されていますよね。細かい話はまた事務担当に聞きますけれども、このCCRC事業、昨年ちょうど1年前の3月議会、議員からどういう提案があったのか覚えていらっしゃいます

か。ではそれに対して、町長としてテーマ、課題、工夫したこと、到達状況。その結果が、今般のこの今町長から提案いただいている補正予算の中身ですよ。

説明いただけませんか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） C C R C事業につきましては、幾つかの項目に分かれておりますが、中でもやはり高齢化率が非常に高い御宿町でございますので、医療、福祉等の政策を進めていくと同時に、このたびC C R C事業の具体的な柱となっておりますが、先ほども質疑に出ましたが、生活支援あるいは支え合いサービス事業、多世代交流の仕組みづくりの事業とか、あるいは地域資源を活用した事業、移住、定住の促進の事業とか、いろいろあるわけございまして、そういう中でこの事業を進めてきたわけでございますが、なかなか職員の皆様方も一生懸命やっていたと私は思っておりますが、減額補正に至るということは十分に100%に近い形は当然できなかったと。何割かはできなかったということであろうかなと思います。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

町長はこのC C R C事業、プロジェクトチームを組んでやられるという、そういうお話をこの議場でされませんでしたか。それはどのようになったんですか。組織的にはどうなっているんでしょうか。それがこの1年間、きのうまでですよ、どうなっていたんですか。それについて説明いただけませんか。その補正予算の中身でございます。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） プロジェクトチームにつきましては、走り出しといいますか、当初、そういう形で何回か会議をやったと思いますが、このたび、平成30年度になりまして、これまでの保健福祉課の所管から企画財政に移ったということで、中心所管がそういう状況にございました。

そういう中で、何度か横山副町長に中心にやっていたというわけですが、何度かご報告は受けましたけれども、そのような状況で、基本的にはプロジェクトチームで走り出して何度か会議を行って中身を練ってきたという理解しております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

そのプロジェクトチーム、町長組まれたわけですよ、指示して。その効果というのは、そしたらそれはマイナスなんですか、プラスなんですか。そのプロジェクトチームについて、町

長はどのように評価されているんですか。達成していなかったからマイナスという評価なんですか。

お伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） プロジェクトチームの設置の意義は、意味はやはり各中心の所管がございまして、各関係所管が出席して、いろいろな意見交換したり、政策の検討をしたり、そういう会議であると理解しておりますので、内容については効果はあったと思います。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

プロジェクトチームについては、その効果はあったというご答弁をいただきました。

このCCRCですけれども、細かい話はまた後でお伺いいたしますが、これは何カ年事業なんですか。この地域再生計画というのがあろうかと思えます。これですよね、確かね。これは今年で終わりなんですか。プロジェクトチームというのはこれで終わりでしょうか。

お伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 当然のことながら、このCCRC事業というのは今申し上げました各関係所管が関連していますので、やはりそういった意見交換、意思疎通は当然必要でございまして、今後も継続して会議をやりながら、事業を進めていかななくてはいけないと思っております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 町長としても公約ですし、これはたしか総合計画の次に位置する計画ですよね。非常に高いレベルの計画だということで町長から説明を受けておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

その高いレベルですね、国から交付金をいただく計画。それを実施するためにプロジェクトチームを町長は今年度設置をされた、効果はあった、引き続き行いたいと。その責任者は副町長が当たるという今ご説明があったわけですけれども、この副町長は新年度も引き続き在籍されるんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ちょっと最後、少し聞き取れなかったんですが、副町長の任期というか、期間という意味でございましてか。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） プロジェクトチームのリーダー、責任者に町長は副町長を充てられたというご説明をされましたよね。1年前もそういうお話をいただきました、プロジェクトチーム。プロジェクトチームの効果はあったと、引き続き、事業は推進をしたいと。しかもこの事業は国の交付金事業ですよね。町長も公約にされている事業ですよね。私も大事な事業だと思っています。

町長は副町長の選任にあたって、議会に対してどういう説明をいたしましたか。選任の理由を述べていますよね、2年前に。選任の理由をお述べになっていませんか。どういうお話を議会に説明をいたしましたか、選任の理由について。

承りたいと思います、最後に。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 選任されたときは私が提案いたしまして、横山副町長におかれましては、非常に優秀な方であるということをお願いをしたわけでございます。そういう中で、この2年近く一生懸命仕事をしていただいたと考えております。

先に、先日、議員協議会でも申し上げさせていただきましたけれども、この約2年間において、いろいろなさまざまな仕事、職員へのご指導等をいただきました。

そういう中で、任期4年ということでご選任いただいたんですが、約2年今経過しまして、申しあげましたように、千葉県から各市町村への出向で来られる方は、特別な事情がなければ、およそ2年間で千葉県のほうへお帰りになって、また、県行政にご活躍されるということをお伺いしておりましたので、と同時に、この2年間を経験した中での、私の総合的な判断で人事についての考えを申し述べさせていただいたということでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 大変大事なことだと思うんですね。人事のこと、また町づくり、特に交付金事業の推進ですね。

これは2年前に町長が副町長を選任するときの会議録になります。2020年、地方活性化のとき、大事な人材であると、10数ページにわたって議会で説明しておりますよ、町長。

今日の冒頭、この交付金事業ですね、地域再生計画。この実施にあたってプロジェクトチームを設置して、その効果はあったということじゃありませんか。しかも、町長自らおっしゃいましたけれども、百条委員会を設置されると。その理由は、それ以上は申し上げませんが、CRC以外のことをやっていたから、そういうことになったんじゃないでしょうか、町長。そう

いう町が異常事態、混乱をしている事態だと私は理解しておりますよ。そういう中で必死になって、この交付金事業を進めていただいたと。

町長、効果があったと。それでは、副町長個人にはいいんですけれども、知事に対してどういってお話をしたんですか。必要な人材じゃないんですか、副町長。個人名は言いませんよ、副町長として。

新年度、では新しい副町長を迎えるんですか、県知事にそういうお願いをしているんですか。誰が進めるんですか、この事業。C C R C 事業。

この地域再生計画も、いつ採択されているんですか。1年前の本議会が終わってからじゃありませんでしたか。なぜ減額になったんですか、町長、事業が。大事な事業じゃありませんか。違うんですか、町長。

来年度からどうされるんですか、新しい副町長を迎えるんですか。きちんと説明をいただきたいと思いますね、大事な事業だと思いますので。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 新年度からは、新しい副町長は現在迎えるという考えはありません。

そういう中で、非常に、このC C R C 事業は大事な事業であるという認識は当然のことながら私も持っておりますので、しっかりと現状、現実を見詰めつつ、引き継ぎ等もしっかりと行わせていただきまして、このC C R C 事業を進めてまいりたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、いろいろなさまざまな条件の中で、横山副町長におかれましては、一生懸命仕事をしていただいたとっておりますので、千葉県に対しても、そのように申し伝え、先に市町村課長にお会いしたときに、幾分かの大変お世話になっておりますということをお申し上げてきましたが、今後とも千葉県に対してはそのようにしっかりとお世話になりましたということをお申し伝えたいと思います。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 県とのパイプも含めて、町長は説明されておりますよね。今後置かないと。置かないことということよりも、今までの副町長ですね、4年間の提案と町長も先ほどご自身おっしゃいましたよね。会議録にも載っております。4年間の経費、当時の総務課長が議会で報告されております。特別な事情はないんですか、そしたら、町長。

交付金事業を推進して、結果が出ているということじゃありませんか。それとも、そういうお金は町にはないということですか。そういう人件費がないということですか、町長。どういふことなんですか。

じゃなぜ2年前に副町長を選任したんですか、町長。矛盾するじゃありませんか。これからできるのであれば、なぜ選任したんですか。なぜそういうことを、2年前にここの議会で町長はおっしゃったんですか。結果が出ているじゃありませんか、町長。介護保険、繰り返しませんけれども、私以外の議員も、この地方創生事業について、多くの自治体で成功していないですよ、町長。それは私以外の議員もこの場でおっしゃられております。私もそう思います。

この地方創生交付金というのは使うことが目的じゃないんだと思うんですよね。特に御宿町のこの事業においては、私は町民の一人一人に希望の灯をともし、そういう事業だと認識しております。

先般の寄茶場でも議会の広報を使わせていただいておりますけれども、赤ちゃんから高齢者まで、笑顔の写真が掲載されております。これ町長、3年目の目標じゃありませんか。多世代交流が実現できているんじゃないじゃありませんか、町長。たった数カ月ですよ。これどう評価するんですか、町長。これをプロジェクトリーダーでやっていただいたのはどなたなんですか、まとめていただいたのは。

無理にも知事に頼んで、引き続き任に当たらず。そういうことじゃないんですか。それが2年前に町長が選任のときに、理由でおっしゃられたことなんですよ、ここで、この場所で。結果が出ていないんならわかります。町長は人を使い捨てにするというお気持ちですか、そしてたら。結果が出たからもういいということなんですか、町長。そういうふうを受けとられかねませんよ。それでよろしいんですか。

この2年前の議会で、御宿町の資源、資産は何か。町長は人であるとおっしゃられましたよね。違うんですか。あれは間違いだったんですか。町長、どういうことをあなたがおっしゃっているか、おわかりになっておっしゃっているんですか。

町長ご自身が2年前に、この場所で説明したこと。そのために、副町長を招きたいと。一番大きいのは地方創生事業ですよ。それから、国・県へのパイプづくりですよ、町長おっしゃられたのは。十分に仕事を果たされたじゃありませんか。そのことを町長ご自身も認めていらっしゃる。知事に対して引き続き2年間、4年間置いてほしいというのが普通じゃありませんか。何かミスを犯したんですか、それとも。どうなんですか。

あなたが2年前におっしゃったことと今日おっしゃっていること、全く私は理解できません。説明いただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 一つは、今後の副町長の人事ですが、今後は置かないということでは

なくて、新年度は置かないということでご理解をいただきたい。その後、全くわかりませんけれどもね、まだ。

そういうことで、いろいろ確かにCCRC事業は非常に重要な事業で、先ほどからも申し上げておりますように、非常に横山副町長におかれましてはご尽力いただいて、私も評価をさせていただいております。

そういう中で、私の立場で、この2年間を経てきて、総合的な判断において、このような人事をさせていただいたと。それは私の総合的な、非常に重要です、このCCRC事業は。しかしながら、今後どのように展開していくかはしっかりと引き継ぎをさせていただいて、また、私を中心に、職員の皆様と進めていきたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

総合的判断ということはどういうことなんですか、町長。全く理解できませんね。目的があって選任されたと。目的が実現をされたと。総合的判断について伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 総合的な判断は総合的な判断でございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

町長、ご自身の言ったことが違うんですよ、総合的な判断。結果が出ているじゃありませんか、繰り返しますけれども。それとも、そのことがそこまで達していなかったということなんですか、町長。

1人でできるんだったらなぜ選任をしたんですか、町長。お金だって、今年、ただいま提案を受けているのは40億円超えていますよね。10カ年の30億円。総合計画、実施計画、アクションプランでは歳入歳出で示されております。10億円も余っているじゃありませんか、町長。そういうものを運用していただいたわけじゃありませんか、2年間。全くわかりませんね、町長。わからないというよりも説明が違うじゃありませんか。そういうことでよろしいのでしょうか。

町長ご自身がここで発言された内容、それが総合的という判断、どこに脈路があるんですか、町長。

みんなその総合的判断で全てどんなことも終わらせるということなんですか、それとも、町長。執行権、財政調整権、人事権、よく町長はそういうお言葉をこの議会においてもお使いに

なります。だから2年間たったからいいということなんですか。10ページ以上ですよ、町長ご自身がおっしゃったこと。お貸ししましょうか、町長。

年度途中じゃありませんか、町長。特別な理由じゃありませんか。県内でもこれだけ成功している事例はないと思いますよ、具体的に。しかもソフト事業じゃありませんか、人を動かす事業じゃありませんか。そうじゃありませんか、町長。それは特別な事情じゃないんですか。総合的判断だったら最初から選任、要請しなければいいじゃありませんか、町長。

町長、これからは4月1日からできるんでしょう、CCRC計画。なぜ置いたんですか、そうしたら。そのことが問題になるんですよ、町長。

○議長（大地達夫君） 7番、伊藤博明君。

○7番（伊藤博明君） 一言。

同一質問は何問までなんですか、ちょっと聞きたいんですけれども。それは関連質問と言われれば、それまでかもわからないんですけれども、大事なことをおっしゃっていますけれども、そういうところの規則をはっきりしてくださいよ。

○議長（大地達夫君） はい。

ほかに質問ありませんか。

町長からの答弁ありますか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

それでは、先に進みたいと思います。

次に、6ページ、繰越明許費であります。徴税費、町税過誤納還付事業ということで、これは繰越明許でございます。また、歳出のほうも同様に載っておるかと思いますが、この事業について、なぜこうした繰越明許が起きるのか、それについて説明を賜りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 先日の議員協議会で説明させていただきましたとおり、固定資産税及び国民健康保険税に課税誤りが生じております。

繰越明許費を設定させていただく関係でございますが、対象年度が平成21年度から平成30年度までかかっておりまして、平成30年度分につきましては、できる限り、現年度内での処理に努めたいと思いますが、21年から10年間のものにつきましては、対象者の皆様にお返すのに相当の時間を要することが考えられますので、繰越明許費をお願いしたものでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

大枠はわかりましたが、もう少し細かく説明していただけますか。

対象件数、金額ですね。たしか先般説明を受けたときは固定資産税、それから国民健康保険税、それから、この課税誤りがなぜ起きたのかということですね。

それから、この固定資産税であるわけでありますので、それはどのような事情なのか、それについて、説明を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） それでは、固定資産税及び国民健康保険税の課税誤りの件数について、まずご報告させていただきます。

平成21年度から平成30年度までの10年間の合計は、固定資産税で6,792件、金額は653万4,000円です。

次に、国民健康保険税は502件、金額で14万4,400円と把握しています。

今回の課税誤りの内容でございますけれども、固定資産税を算出する際に、土地に関する評価基準というのがございまして、その中において、例えば土地の形が、間口が狭く奥行きが長いもの、形の悪いもの等、そういったものに対して、総務省のほうで定めています固定資産評価基準をもとにいたしまして係数を掛けるものでございます。

今回の場合は、その角地、前面の道路のほかに、別に道路が隣接している角地の場合の補正係数について、平成21年度課税分から本係数を0.05から0.03に変更を行わないまま課税をしてしまったということでございます。

次に、職員の事務でございますが、担当者は月々の土地の異動や死亡届の確認を行いまして、例えば、誰も住まなくなった土地に小規模住宅の特例がかかっていないかなど確認を行っております。

今回の事案につきましても、そうした事務の中で、その土地にどのような補正や軽減がかかっているのかを確認し、計算を行ったことで判明したものでございますが、通常、この補正につきまして、例えば対象となるフラグを立てる等の事務を行っていたため、係数が変わっているということの確認が漏れたものというふうに考えております。

○議長（大地達夫君） 質疑の途中ですが、12時となりました。

ここで1時半、13時半まで休憩いたします。

(午後12時02分)

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

先ほど午前中、いわゆる御宿町C C R Cの事業執行に関しまして答弁漏れがあったかと思えます。答弁をまず求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 町長への質問ですか。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 申しわけございません。ちょっと認識しておりません。

よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

総合判断の根拠について伺いました。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 総合判断は総合判断としてお答えいたします。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

総合判断の根拠を述べられないと。根拠がない総合判断は、そしたらあるんですか、町長。幾つか根拠があって判断があるということじゃないですか。総合判断はどういうことなのか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 総合判断といいますのは、多くのさまざまな要件といいますか、事情がありますので、それを総合判断と私は申し上げております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

ですから、いつ終わりがわかりませんが、町長の答弁時間は制限ないと思います。総合判断の根拠についてお示しいただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 答弁を繰り返します。

総合判断は総合判断です。

○議長（大地達夫君） 質問については、会議規則第63条の準用規定により……

（「議長、それはおかしいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 同一の質問については3回を超えることができないため、ご注意ください。

（「答えじゃないよ」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番。

それは余りにもひどい答弁じゃないんですか。総合判断もろもろについて、それで総合判断。そのもろもろのものを聞いているんですよ。

それで3回でとめるんじゃないなくて、あなた、町長に答弁をまともにしろというのが議長の仕事じゃないかい。何やっているんですか。こんなもの答弁にならないじゃないですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 総合判断は総合判断という答弁はまともな答弁であると思います。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質問を進めてください。

（「続けろってよ、質問続けろってよ」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

ご自身が総合判断の内容を幾つかあるというふうにおっしゃられたんですから、聞いているだけです。ご答弁を求めます。

○議長（大地達夫君） 3回目です。答えられる範囲で答えてください。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 総合判断は総合判断です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 次に進めます。

先ほど固定資産税、戻ります。

住民の影響についてということで、状況について説明をいただいたと思います。それについて、具体的に今後どうしていくのかということをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

それから、それについては事務費が発生すると思うんですね。今、私が聞いているのも繰越明許ですよ。そしたらそれは、この事務が終わるのはいつなのか、何日ぐらいかかるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） まず初めに、どういう対応をとるのかということでございますが、対象となった納税者の皆様に郵便にておわびの文書と、その返還に係る事務手続のご案内をさせていただきたいと思います。

期間についてでございますけれども、対象となる期間が10年間ございまして、同一の納税者の方であれば、それほど時間を要しないと思いますが、土地の異動あるいは死亡なさっているとか、そういったことで調査が必要になるかと思えます。

件数も多くございますので、できるだけ速やかに事務は進めてまいります。終了の日というのはちょっと今明確にお答えすることができません。

それと事務費ということでございますが、過誤納となっております固定資産税と国民健康保険税の返金に係る事務費といたしまして、新年度予算に、職員人件費60万円、対象納税者への郵送とか調査事務に係る臨時職員賃金93万8,000円、需用費及び役務費で17万円、合計170万8,000円を2019年度当初予算案に計上させていただいております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、了解いたしました。

まず終了日については想定できない、現時点ではわからないと。

これ今、事務費ということで人件費、それから郵送など需用費等を報告いただきましたが、今回過誤納になった、年数によっても移動とかいろいろあるんだろうと思えますけれども、世帯数ですね。課税者とする、普通何ていうんですかね、トータルというんでしょうか、10年間で。同じ家だったら1軒になりますよね。違う家が入れば2軒、単年度ごとにありますよね。この数が違うということだと思えますので、異動だとかおっしゃられたじゃないですか。

例えば、一般的には家を次の人に更新するというんですか、次の人が新たに入ると課税者がかわりますよね、当然ね。そんなことがあると思えますので、トータルとして何件なのかと。

それから、この道路に関してというふうなお話がありましたけれども、具体的にどういう状況なのか。逆に言うと、御宿町内どこでもそういう状況があるのかと。

一般的に、例えば御宿台ですと、きちんと区画が整理されておりますよね。そういうところでもあるのかどうか。

それから、今の質問ですが、期限ということで、今これは繰越明許になっていますが、新年度中に終わらない場合はどうされるんですか。新年度中には必ず終わるということでしょうか。まずそれについてお答えを願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） まず初めに、新年度中に終わるのかというお話からさせていただきます。

でき得る限り、そのように努めていきたいというふうに考えております。

それと、場所と件数というお話でございますが、今回の角地というのが、家の正面に道路があって、その脇に、例えば御宿台を想像していただきたいんですが、御宿台のメーンの通りからご自宅がある脇道に入る、そこに存在する土地が角地と言われるようなものでございます。前面の道路の脇に側道が付随している土地ということ、T字路というような形になっているようなところが想像しやすいかと思いますが、そういった土地です。

基本的に、なぜこの土地の増減がありますかというのと、御宿台で例えば分譲している会社がかつと持っていた土地が個人に渡った関係で、件数が1件増えるというような格好でございますので、その中でいいますと、対象が一番多いのが734件、平成26年度ありますので、今回お戻りする最高のところはそこというふうに捉えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

何日終了するかという中で、終わらせたいということなんですけれども、終わらなかった場合の会計処理はどのようになるんですか。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 終わらなかった場合の会計処理ということでございますが、税務住民課の予算の中に、毎年住民税に関する還付の予算を200万円ほど計上させていただいております。相当数は今年度中に処理するつもりでありますが、その調査が死亡とか相続の関係だとか、そういったもので、調査が発生して返さない分につきましては、できるだけ少額に抑えていくつもりでございますので、そういった中の事務費で今後対応させていただければというふうに考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

そしたら、なぜ繰越明許になるんですか。今の説明では繰越明許の理由は見当たりませんよ。

○議長（大地達夫君） しばらくお待ちください。

答弁の準備のため、暫時休憩します。

（午後 1時44分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時01分）

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長の答弁から始めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 貴重なお時間いただきまして、ありがとうございます。

先ほどの件についてご説明申し上げます。

今回、繰越明許させていただきましたのは、納税者の皆様にご迷惑をかけていることから、少しでも早く事務を進めるために繰越明許をお願いしました。

期間のお話でしたが、でき得る限り来年度中に事務処理を行っていき、どうしても状況によって返還すべき相手とかが特定できない場合もございます。そういうことにも含めまして、最後まで責任を持って返還事務にあたりたいというふうに考えております。

来年度中にもし返還できない場合というご質問がありましたけれども、一応最終、返還できるまでの手続といたしましては、事故繰越ということも含めましてこの事務にあたっていきたいという考えを持っております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

説明がちょっとよくわからないんですね。新年度になって一日も早くという説明だったかと思えますけれども、新年度の予算は4月1日から始まりますよね。それよりも遅い事務があるんですか。そうじゃないんじゃないですか。当年度中から事務を始めるということじゃないんですか、この点は、違うんですか。当年度中は、それでは事務は一切やらないで、4月1日から事務をやるというんですか。そしたら新年度予算でいいじゃありませんか。違うんですか。全く不誠実だと思いますよ。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 言葉が足りなくて申しわけございません。

当年度に発生が確認されておりますので、平成30年度の事務として少しでも早く進めたいと

いうふうに考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） さっきの答弁と今の答弁、どちらが正しい答弁なんですか。

訂正があるんだったら訂正と言っていただけませんか。

トータルで734件、653万4,000円の金額とした方々にご迷惑をおかけしたんじゃないでしょうか。

もう少し誠意ある答弁ないんですか。

○議長（大地達夫君） 先の答弁を訂正しなくていいんですか。

○10番（石井芳清君） もう一度きちんと説明していただけませんか、最初から。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 今回の固定資産税及び国民健康保険税の過誤納発見が、平成30年度に判明しております。

先ほど申し上げましたとおり、累計で言いますと、6,792件の納税者の皆様に多大なご迷惑をおかけしております。金額も653万4,000円という金額になっておりますので、一日も早く対象となった納税者の皆様方に返金する事務を速やかに進めるため、30年度事業より、この事務に取りかかりたいと思います。

なお、返金事務につきましては、いろいろな調査等も発生する可能性がございますので、繰越明許をお願いして事務に当たりたいと思います。

次年度中に返金できないものがある場合におきましても、次の手段、手続をとらせていただきまして、確実にこの事務を完結する意思で事務を進めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

よくわかりました。

単独の事務として最後の最後まで責任を持つということによろしいわけですね。わかりました。

次に進みます。

では、この今般の課税ミスでありますけれども、これはどのように発見されたんでしょうか。

それからもう一つ、では今後このようなミスを犯さない。そのためにはどのような手だてをとられるんでしょうか。それについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 今回の、この過誤があった事務の発見でございますが、担当職員によるシステム任せでない、システムと同じ計算ができるか手計算で計算したことによって、今回の過誤が発見されました。

今後の再発防止ということで申し上げますが、システムを全て正しいものというふうに捉えない、あるいは今回は通知が来ていただろう評価基準の更正等を見逃したことが一つの大きな要因だと思います。そういったものが事務員の異動とか、そういったことに左右されないようにファイル等をつくりまして、未来に向かった改正であるとか、そういったものに注視できるような、担当者だけでなく、管理職職員もチェックできる体制を構築したいというふうに考えています。

今後、こういった過誤による納税者の皆様への迷惑がかからないように事務に努めてまいりますというふうに考えています。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

わかりました。

これは税務課だけではなく、職員、全ての課において手続等あるわけでありますので、そうしたことが起こらないというか、もともと人間が行うことでありますので、ミス、間違い、当然あるかと思えます。

そうした中で、例えば、電車だと指さし確認だとか、いろいろな方法を民間もとっておるといふようなことも伺っております。ぜひ今回のことを他山の石として、職務に当たっていただきたいというふうに思います。

町長にお尋ねいたしますが、こういう約10年間近くですか、ミスがわからないまま来てしまった。この手計算ですか、今の説明では。このミスを発見されたということなんですけれども、こういう職員というか、こういう行為に対して町長はどのように考えられますか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 約10年間気づかずに来たということの中で、現在の担当職員が手計算で発見していただいたということは、非常に能力の高い職員であると思っております。これに気がつかなければ、やはり後々も続くということに、そういう状況になりましたので、このたび、このような発見をすることができてよかったと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

こうした職員に対して町長は、率直に評価されるということによろしいわけですね。

先ほど申しましたが、人間誰しも間違い、ミスを犯すときがあります。そのときにそれを発見する。また、率直に指摘する部下こそ私は大事にすべきだと考えるわけでありますが、このことについて町長はどのように考えますか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今申し上げましたように、しっかりと評価してしっかりと育てていきたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） じゃ副町長はなぜ2年で終わりになるんですか。全然さっき言った総合的判断と違うじゃありませんか。総合的判断が今のことじゃないんですか、町長。職員一人一人、当然副町長もその中に入っておりますよね。大事な部下じゃありませんか、違いますか。

ある人は評価する、ある人は評価しないということなんですよ、今おっしゃったことは。なぜ同一議会の答弁に矛盾が生じるんですか、町長。言っていることが違うじゃありませんか。それでよろしいんですか。よろしければ結構ですよ、次に進みますけれども、よろしいですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 総合的判断ということには変わりありませんが、やはりその立場、立場で所管する事項も大きかったり広がったりいろいろあります。そういう意味の総合的判断ということを申し上げています。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

では、この10年間の、平成21年からですが、この平成21年のときの町長はどなたでしたでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私は、この立場に平成20年12月から就任しておりますので、平成21年は私が町長という立場にございました。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

石田氏が20年12月から町長になられていると。ですからこの当該年度は、現町長の石田氏が町長で執行されていたということによろしいわけですよ。

そこでお聞かせ願いたいんですが、今般のミス、なぜ起きたのか。通年にわたる事務の継承ですよね。先ほど説明があったところ。

この平成21年ですが、どんな年だったのか。町長が就任された初の定例会である第1回定例会、どんな議会だったかご説明いただけますか。この事務のミスが発生した原因を私はただしたいんです。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 平成20年の12月ということで、新年度予算が平成21年の3月に審議をされましたが、たしか新年度予算について、私は否決をいただいたというような記憶がございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

おっしゃるとおりですね。私会議録を今日確認してまいりました。

当初予算が否決という大混乱の中で始まったのが石田町政じゃありませんか。町政の大混乱が課税ミスを犯した、私は一因だと思いますよ。

だから、この事務監督責任ですね。町長は執行権、人事権、財政調整権、日ごろから議会でもお話をいただいております。町長としての監督責任はどうされるんですか、そうしたら。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この課税誤りということにつきまして、時々新聞報道等にも掲載されておりますが、事例を幾つか散見いたしました。さまざまな対応があるようでございます。

このたびこのような状況になりまして、納税者の皆様方に心から深くおわびを申し上げたいと思っております。先ほど申し上げましたように、今後このような事態が生じないように、しっかりと注意を払って事務を進めていきたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

執行権、人事権、財政調整権、それから、町長は議会においても、法令、条例に精通されているというお話を常日ごろからいただいておりますよね。ですから私聞いているんです。ここで陳謝だけで済むんですか。10年間の住民の皆さんの気持ち。多くの方、高齢者で年金生活じゃありませんか。ほかの自治体の話を私は聞いていません。御宿町の町長としてどう責任をとられるかというお話を承ろうとしておるんです。大変な問題じゃありませんか。

ちょうど石田氏が10年間、混乱の原因を誰がおつくりになられたんですか。職員が安心して

仕事ができる情勢ではなかったということじゃありませんか。陳謝で済むんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 繰り返しますが、現時点では、私はそのように考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

当時町長、報酬は幾らでしたか。たしか3月議会の前に臨時会も町長、要求されておりましたよね、就任されて早々だったと思いますが。いいんじゃないですか、新年度から管理職1名いらっしやなくなるわけじゃありませんか。

じゃあの報酬の条例改定はどういう意味なんですか、町長。そこまでの思いがあって報酬改定をお願いしたんじゃないですか、議会に説明したんじゃないですか、提案したんじゃないですか。違うんですか。何のための50%だったんですか、それでは。

全く理解できません、何ひとつ。どうつじつまが合うんですか、話が合うんですか。それとも私だけがわからないだけですか。50%の削減は、じゃどういうことなんですか。

この事態を生んだ責任について、陳謝だけでいいということなんですか。きちんと整然とお話しただけませんか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほども申し上げましたけれども、その課税の内容がいろいろな自治体でさまざまな内容がございますが、それに対して、さまざまな対応がされておりますので、石井議員さんがおっしゃることはよくわかりますけれども、現時点では先ほど申し上げましたようにお答えさせていただいて、ご指摘の点については検討させていただくということでお答えを申し上げます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 何を検討されるんですか。

○議長（大地達夫君） 3回目の答弁です。

○町長（石田義廣君） 何ていうんですかね、責任のとり方といいますか、そういったいろいろな対応があると思いますので、そのような内容について検討したいと思います。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

議会はまだ19日までありますけれども、この議案は今日で終わりですよ。また同じことを提案されるんですか、それとも。

大変な問題だと思いますよ、この問題が、町民の皆様に。ちょうど今、確定申告の時期じゃありませんか。また、政府は新年度中に消費税10%にすると公言をされております。

よその話ではありません。御宿町の話です。町長はお一人しかおりません。きちんと回答をいただきたいと思います。この場でいただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） どのような対応が適切なのかということを検討したいと思います。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 回答が出るまでお待ちしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 具体的な回答はこの場ではできません、いたしません。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 議案を審議してくださいというのは町長がおっしゃられたことじゃありませんか。どういうことなんですか。違うんですか。これは審議なくていいんですか、一般会計補正予算。12月にも何かそんなことがあったようにちょっと記憶をしておりますけれども、同じことでよろしいんですか。

平成30年度はあと何日残っていらっしゃるんですか。事務官、ちょっと答えてもらえませんか。平成30年度、これ執行予算、あと何日あるんですか。事務的な話なんで事務官、ちょっと答えていただけませんか。

いつまで待てばよろしいんですか、町長。

町長がこの議案を審議していただきたいということで、今日、先ほどおっしゃったわけですよ。

待ってくださいと言うんですから、皆さんどう、ほかの議員がおっしゃるか。私は待ちたいと思います。

○議長（大地達夫君） 具体的な答弁の日時を限定できますか、いつ答弁をするかというのは。

19日の会期中までに答弁がありますか。

質疑の途中ですが、ここで暫時休憩します。

(午後 2時26分)

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時47分)

○議長（大地達夫君） ただいまの出席議員は10名です。

お諮りいたします。

間もなく午後5時になります。

議事の都合により会議時間を延長したいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議ありという声がありますので、これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

会議時間延長について、賛成の方は挙手願います。

（発言する者あり）

○議長（大地達夫君） 改めて、会議時間延長について、賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

○議長（大地達夫君） 挙手少数です。

よって、会議時間を延長しないことに決しました。

◎散会の宣告

○議長（大地達夫君） 本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

（午後 4時49分）